

野田市の下水道使用料は、平成22年以降改定されておらず、15年が経過しています。また、近年では、流域下水道維持管理費負担金（千葉県が所管する終末処理場の維持管理に必要な費用。詳細は裏面にて記載）の負担増や社会情勢の変化により、事業運営に必要な費用が増加し、非常に厳しい経営状況となっています。

下水道事業において、雨水処理費用は公費で負担していますが、汚水処理費用は下水道を使用している市民の皆様からの使用料収入によってご負担いただいております。しかし、現在の使用料収入では下水道事業の運営や施設の維持管理・更新に必要な費用を十分に賄うことが難しい状況となっており、使用料改定を行わない場合、令和13年度には資金不足に陥ることが見込まれています。

今後も安定した下水道事業を継続し、市民の皆様の安全・安心な生活を守るために、老朽化した下水管の更新や耐震化対策等を計画的に進めていく必要があります。そのため、令和8年4月1日より、下水道使用料収入が約15.7%増加するよう使用料体系を改定することとなりました。なお、今後も社会情勢や事業運営の状況を踏まえ、5年ごとに使用料の見直しを行っていく予定です。

市民の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、今後も建設及び維持管理費の節減など、効率的な事業運営に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 経費回収率の推移と近隣市との比較

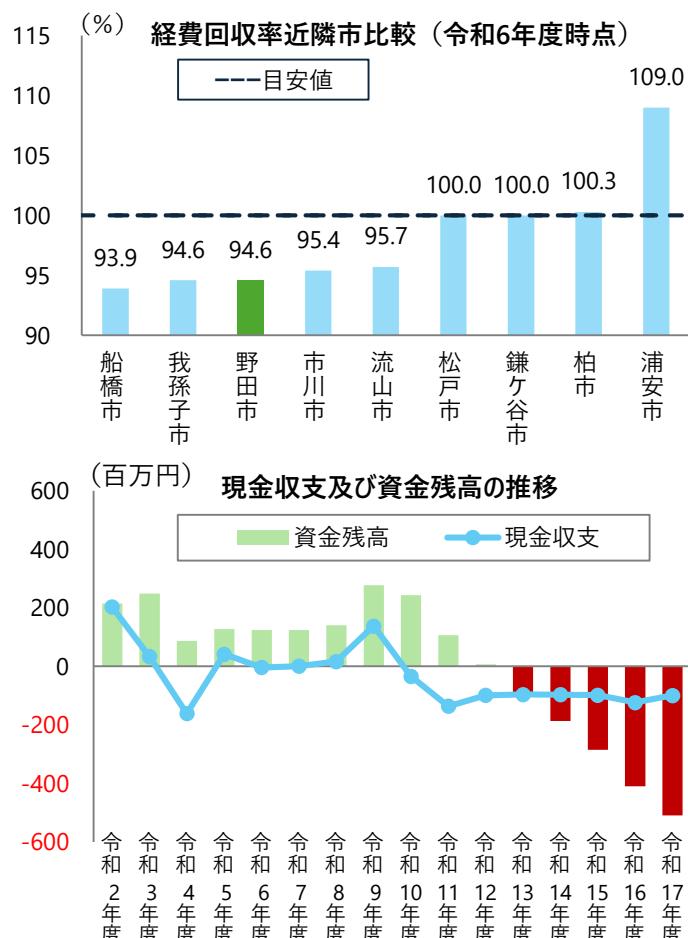
経費回収率とは、使用料で回収すべき経費が使用料で賄えているかを表した指標です。総務省が示している下水道事業の経営指標の概要において、経費回収率は100%以上であることが必要とされています。

令和6年度の経費回収率を近隣市と比較しても低い水準となっており、改善が必要な状況です。

### 現金収支及び資金残高の推移

現行の使用料体系では、負担金の増額などを賄いきれず、現金収支が悪化していきます。令和13年度には資金残高がマイナスとなり、その後も資金収支のマイナスが継続する見込みのため、資金の不足額は年々増加し続けます。そのような危機的状況を改善するため、使用料を下記のとおり改定します。

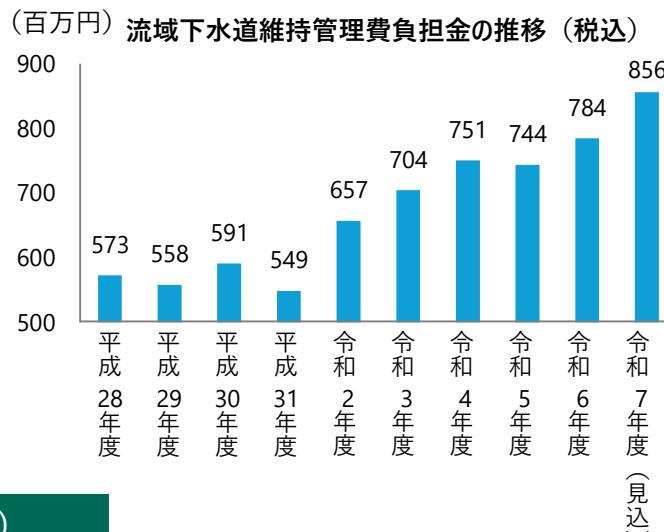
### 料金比較表（1ヶ月あたり・税抜）



汚水排除量	基本使用料		従量使用料 (1m³あたり)				
	0~10m³	11~20m³	21~30m³	31~50m³	51~100m³	101~500m³	501m³~
現行	900円	120円	135円	158円	203円	252円	307円
改定後	1,100円	133円	165円	200円	240円	285円	330円

## 流域下水道維持管理費負担金

千葉県が運営する江戸川左岸流域下水道事業は、2か所の終末処理場を有しており、野田市を含む8市の汚水処理を行っています。各市が支払っている流域下水道維持管理費負担金は、汚水を無害な水として東京湾へ放流するための費用として、処理場の運営や管渠の保守点検等に充てられています。流域下水道維持管理費負担金の単価は千葉県によって決定されており、野田市は千葉県が決定した単価に汚水量を乗じて算出した金額を負担しています。なお、負担額は年々増加が見込まれています。



## 下水道使用料早見表（2ヶ月あたり・税込）

※初回の請求分や転居による請求分は、日割り計算となるので、この表にあてはまらない場合があります。

水量 (m³)	下水道使用料 (円)								
0~20	2,420	40	5,346	60	8,976	80	13,376	100	17,776
21	2,566	41	5,527	61	9,196	81	13,596	101	18,040
22	2,712	42	5,709	62	9,416	82	13,816	102	18,304
23	2,858	43	5,890	63	9,636	83	14,036	103	18,568
24	3,005	44	6,072	64	9,856	84	14,256	104	18,832
25	3,151	45	6,253	65	10,076	85	14,476	105	19,096
26	3,297	46	6,435	66	10,296	86	14,696	106	19,360
27	3,444	47	6,616	67	10,516	87	14,916	107	19,624
28	3,590	48	6,798	68	10,736	88	15,136	108	19,888
29	3,736	49	6,979	69	10,956	89	15,356	109	20,152
30	3,883	50	7,161	70	11,176	90	15,576	110	20,416
31	4,029	51	7,342	71	11,396	91	15,796	111	20,680
32	4,175	52	7,524	72	11,616	92	16,016	112	20,944
33	4,321	53	7,705	73	11,836	93	16,236	113	21,208
34	4,468	54	7,887	74	12,056	94	16,456	114	21,472
35	4,614	55	8,068	75	12,276	95	16,676	115	21,736
36	4,760	56	8,250	76	12,496	96	16,896	116	22,000
37	4,907	57	8,431	77	12,716	97	17,116	117	22,264
38	5,053	58	8,613	78	12,936	98	17,336	118	22,528
39	5,199	59	8,794	79	13,156	99	17,556	119	22,792

## 下水道使用料の徴収業務・使用料改定に関するお問い合わせ先

### 野田市水道部 お客様センター

第一環境株式会社野田営業所  
04-7122-5959

※下水道使用料の徴収業務は、野田市水道部を通じ第一環境株式会社に業務委託しております。

次のような場合は、野田市水道部お客様センターまで連絡をお願いします。

- 下水道使用（開始・休止・変更）等届の提出が必要なもの
- 転入・転出・転居等により下水道の使用を開始又は休止するとき。
- 井戸水を使用している場合で、使用人数に変更があったとき。

野田市土木部下水道課経営係

04-7199-4469

